

## バリ州における緊急活動制限の実施・延長（州知事通達第14号）

令和3年8月11日（総21第135号）

在デンパサール日本国総領事館

●8月10日、バリ州知事は、バリ州全域において、8月10日から追って通達が発出されるまでの間有効とされる、前通達第13号と同規制内容の州知事通達第14号を発出し、緊急活動制限の延長を発表しました。

●当館管轄州（バリ州、西ヌサトゥンガラ州、東ヌサトゥンガラ州）においても新型コロナウイルスの感染が急激に拡大していますので、感染予防対策を徹底してください。

1. 8月10日、バリ州知事は、国内において新型コロナウイルス感染が現在も急拡大している現状を受け、新規感染者数の更なる増加抑制のため、レベル4に指定されているバリ州全域の全9県・市を対象に、8月10日から追って通達が発出されるまで、緊急活動制限を延長する旨の新たな通達を発表しました。

2. 7月26日付けのバリ州知事通達第13号（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100218845.pdf>）からの規制内容に変更はありません。

3. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、新型コロナウイルス感染状況は改善していません。また、当館管轄州においても、感染が急激に拡大しています。在留邦人の皆様におかれても、不要不急の移動はなるべく避け、感染予防対策を徹底して、ご自身やご家族の安全確保に努めてください。